



「公認会計士・監査審査会」が発足 (4月1日)  
→ [P 2](#) に関連記事



「金融審議会総会(第18回)・金融分科会(第6回金融分科会合同会合)」において挨拶する  
竹中大臣と伊藤副大臣 (3月17日)  
→ [P 3](#) に関連記事

## 目次

### 【トピックス】

- 公認会計士・監査審査会の発足について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 「株式会社第二日本承継銀行」に対する銀行業等の免許について・・・・・・・・・・ 2
- 金融審議会第18回総会・第6回金融分科会合同会合の開催について・・・・・・・・ 3
- 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 金融審議会金融分科会第二部会報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ラップ口座の促進のための制度整備等に関する事務ガイドラインの一部改正について・・・・・・・・ 4
- 銀行・証券の連携促進及び銀行等の付随業務の明確化等に関する事務ガイドラインの一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 総代会の運営の改善及びプログラムミスの発生防止に関する保険事務ガイドラインの一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 不動産特定共同事業関係等に関する事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 東京金融先物取引所の組織変更の認可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 【特集：「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催】

- 第3回：パネルディスカッション(後編)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 「金融経済教育を考えるシンポジウム」アンケート結果のポイント・・・・・・・・・・ 15

### 【金融フロンティア】金融コングロマリットの経済学・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

### 【ピックアップ：中小企業金融】

- ☆ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(案)について・・・・・・・・・・ 19
- ☆ 中小・地域金融機関の主な経営指標一覧のホームページ掲載・・・・・・・・・・ 19
- ☆ **【集中連載】金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】の改訂について<第4回>**・・・・・・・・ 20

### 【金融ここが聞きたい!】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

### 【金融便利帳】

- 今月のキーワード：協同組織金融機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

### 【お知らせ】・・ 27

### 【3月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28



## 【トピックス】

### 公認会計士・監査審査会の発足について

平成 16 年 4 月 1 日に、金融庁から独立して職務を遂行する機関として公認会計士・監査審査会が発足いたしました。

近年、国際的に監査の公正性と信頼性が強く求められているところであり、そうした中、昨年 5 月に公認会計士法の改正が行われ、監査法人などの監視・監督体制の充実・強化等の観点から、これまでの公認会計士審査会が改組・拡充され、公認会計士・監査審査会が設置されました。

この公認会計士・監査審査会が従前の公認会計士審査会から大きく変わった点は、新たな業務として、日本公認会計士協会が実施している品質管理レビューに対するモニタリングを行うことになったことです。

品質管理レビューとは、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、日本公認会計士協会が自主規制として実施してきている、公認会計士、監査法人が行なう監査の品質管理状況をレビューする制度です。

審査会は、この日本公認会計士協会が行なう品質管理レビューについて、自主規制機関が行う制度としての一層の機能発揮、監査法人等の品質管理の適切な整備・運用といった観点から、法的に位置づけられた行政としてのモニタリングを行います。

このモニタリングの結果、監査法人等が法令又は品質管理基準等に準拠していない場合や日本公認会計士協会において品質管理レビューが適切に行われていない場合には、審査会は金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告することができます。

審査会においては、これまでと同様、公認会計士等に対する懲戒処分に関する調査審議及び公認会計士試験の厳正な実施に合わせ、新たな業務であるモニタリングを着実に遂行していくことにより、わが国における監査の質の確保と実効性をより一層図り、わが国資本市場の公正性・透明性の確保による投資者の信頼の向上に資して参りたいと考えています。

※ 公認会計士・監査審査会の詳細については、公認会計士・監査審査会ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/cpaob/index.html>) にアクセスしてください。

### 「株式会社第二日本承継銀行」に対する銀行業等の免許について

「株式会社日本承継銀行」については、預金保険法第 96 条第 1 項に基づき、平成 16 年 3 月 8 日をもって預金保険機構による経営管理が終了（解散）する予定となっていたことから、セーフティネットに万全を期すため、同法第 91 条第 1 項に基づき、平成 16 年 2 月 26 日に新たな承継銀行の設立の決定を行いました。その後、預金保険機構による出資、設立の手続を経て、平成 16 年 3 月 8 日に「株式会社第二日本承継銀行」に対して、銀行業等の免許を付与しました。

※ 「株式会社第二日本承継銀行」に対する銀行業等の免許について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から [「銀行業の免許等について」\(平成 16 年 3 月 8 日\)](#) にアクセスしてください。



## 金融審議会第18回総会・第6回金融分科会合同会合の開催について

去る3月17日(水)に、金融審議会総会(第18回)・金融分科会(第6回)合同会合が開催されました。

本会合においては、まず金融分科会委員の互選により貝塚啓明委員が金融分科会長に就任しました。その後、事務局から金融に係る税制についての最近の動向について説明が行われた後、「金融税制に関するスタディーグループ」を設けることとされ、座長には堀内昭義委員が選任されました。

また、事務局から最近の金融審議会の活動状況と金融検査マニュアル別冊について説明がなされ、その後自由討議が行われました。

※ 本会合の議事内容等について、詳しくは、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「議事録等」に入り、[「<総会> 第18回平成16年3月17日\(水\)開催分 議事要旨」](#)又は[「議事録」](#)にアクセスしてください。

事務局説明資料や委員会名簿等をご覧になりたい方は、同じく金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「資料等」に入り、[「<総会> 第18回平成16年3月17日 資料」](#)にアクセスしてください。

## 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令について

金融庁では、平成15年12月22日に公表されました総合規制改革会議第3次答申やその他の規制改革要望事項等に対応するため、銀行法施行規則等を改正して、平成16年年4月1日から施行しました。主な改正内容は以下のとおりです。

### 1. 銀行子会社におけるネットワーク上のプリペイド事業の解禁

近年のIT技術の進展等に伴い、電磁的方法により金額情報を記録し得る媒体が多様化し、事業者のサーバー上の記録により、商品売買代金等の資金決済を行うサービスの提供も可能となってきています。

このような業務は、資金決済業務やクレジットカード業務と親近性が高い業務であると認められることから、金融関連業務に当該業務を追加して銀行の子会社が営めるよう措置しました(協同組織金融機関や保険会社についても同様に措置しました)。

### 2. 銀行子会社における金融関連業務の範囲の見直し

銀行の子会社が営むことができる金融関連業務の範囲については、銀行法施行規則第17条の3第2項において具体的な業務が列記されているところですが、ビジネスマッチング業務等の銀行本体が営める「その他の銀行業に付随する業務」は子会社では営めないことになっていました。

このため、銀行の子会社が営める金融関連業務の範囲に、「その他の銀行業に付随する業務」を追加することにより、銀行本体と同範囲に拡大しました(協同組織金融機関や保険会社についても同様に措置しました)。

### 3. 銀行の議決権保有規制に係る信託勘定保有株式等の取扱いの見直し

銀行法における銀行及びその子会社の議決権保有規制に係る信託勘定保有株式等の取扱いについて、銀行の健全性確保の観点から他業禁止が課せられている趣旨等を踏まえ、元本補填のある信託勘定と固有勘定である銀行勘定とが合算して議決権保有規制の範囲内となる場合におけるこれらの勘定による株式等の取得を追加しました(協同組織金融機関や保険会社についても同様に措置しました)。



#### 4. 銀行代理店の範囲の拡大

- (1) 平成 15 年の保険業法の改正（平成 15 年法律第 39 号）により、保険会社の付随業務として他の金融業を行う者の業務の代理・事務の代行が認められていることから、銀行法施行規則において、銀行代理店の範囲に保険会社を追加し、資金の貸付けの代理業務が行えるよう措置しました。
- (2) 証券取引法においては、証券会社の付随業務として登録金融機関の証券業務の代理が認められていることから、銀行法施行規則において、登録金融機関である銀行の代理店の範囲に証券会社を追加し、登録金融機関として認められている証券業務の代理業務が行えるよう措置しました。

### 金融審議会金融分科会第二部会報告について

平成 16 年 1 月 16 日に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、(1)保険商品の販売のあり方、(2)保険会社のガバナンスのあり方、(3)保険契約者等の保護のあり方、といった保険に関する主な検討課題について審議することが決定され、「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」（保険WG）において検討を行うこととされました。

その後、3 月 31 日に開催された同部会において、検討課題の一つである「銀行等による保険販売規制の見直し」について、保険WGからの報告を基に審議が行われ、同部会としての報告がまとめられました。

※ 金融審議会金融分科会第二部会報告について、詳しくは金融庁ホームページの「審議会など」から「[答申・報告書等](#)」の「[平成 16 年 3 月 31 日 「銀行等による保険販売規制の見直しについて」（金融審議会金融分科会第二部会報告）（PDFファイル）](#)」をご覧ください。

### ラップ口座の促進のための制度整備等に関する 事務ガイドラインの一部改正について

金融庁では、平成15年5月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）」及び関係政府令が平成16年4月1日に施行されることに伴い、証券会社、投資信託委託業者及び投資顧問業者の監督に係る事務ガイドラインを3月24日付で改正し、その旨を公表しました。主な改正内容は以下のとおりです。

#### 1. 証券会社等の監督関係

証券仲介業制度及び主要株主規制が導入されたことに伴い、これらの制度の事務取扱に係る規定等を追加しました。なお、証券仲介業にかかる具体的な登録申請手続等については、金融庁ホームページの「政策ピックアップ」のコーナーにある「証券仲介業制度がスタート！」をご覧ください。

#### 2. 投資信託委託業者等の監督関係

投資信託及び投資法人に関する法律及び同法施行規則の改正に伴い、以下の規定等を改正しました。

- ・ 承認の対象業務を「投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関連する業務」と規定していたものを、「その他の業務」と改正することにより承認の対象となる兼業業務の範囲を拡大しました。
- ・ 公衆縦覧するための営業報告書簿の作成に係る規定を改正しました。



### 3. 証券投資顧問業者の監督関係

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律及び同法施行規則の改正により、ラップ口座の促進のための制度整備や信託銀行が投資一任業務を行うことが可能となる制度整備等が行われたことに伴い、以下の規定等を改正しました。

- ・ 証券会社が投資一任業務を兼業する場合における認可審査基準に係る規定を改正。
- ・ 信託銀行が行う投資一任業の認可申請手続のための規定を追加しました。
- ・ 証券業又は信託業務を営む認可投資顧問業者が顧客に交付する運用報告書の記載事項に係る規定を追加しました。
- ・ 認可投資顧問業者の主要株主の届出に関する取扱いについて規定を追加しました。
- ・ 承認の対象となる兼業業務の範囲に係る規定を改正しました。

※ 事務ガイドラインの改正内容の詳細については、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令案及び事務ガイドライン改正案に対するパブリックコメントの結果について」](#)（平成16年3月24日）にアクセスしてください。

## 銀行・証券の連携促進及び銀行等の付随業務の明確化等に関する 事務ガイドラインの一部改正について

今般、銀行・証券の連携促進を図るとともに、銀行等の付随業務の明確化を図る等の観点から、平成16年3月26日付で以下の4点の事務ガイドライン改正を行いました。

#### 1. 市場誘導業務

昨年12月にとりまとめられた金融審議会金融分科会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受証券会社に対し株式公開が可能な取引先企業を紹介するといった市場誘導業務について、銀行と証券会社との連携を促進する項目が盛り込まれました。これを踏まえ、証券関係の事務ガイドラインにおいて、銀行等が市場誘導業務を行うことは証券取引法第65条に抵触しないことを明確化するとともに、預金取扱い金融機関の事務ガイドラインにおいて市場誘導業務が銀行等の「その他の付随業務」として位置付けられることを明確化しました。

#### 2. 資産運用アドバイス業務

昨年12月に総合規制改革会議がとりまとめた「規制改革の推進に関する第3次答申」において、顧客の財産管理全般の総合的なアドバイス業務が付随業務として認められるよう明確化することが求められました。これを受け、個人の財産形成に関する相談に応じる業務は、従来から固有業務と一体となって実施することが認められてきた業務でしたが、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当することを明確化しました。

#### 3. 電子マネーの発行に係る業務

規制改革推進3ヶ年計画（平成15年3月閣議決定）や平成15年11月の全国規模の規制改革要望（平成16年2月閣議報告）を踏まえ、電子マネーやオフラインデビットの発行に係る業務が、銀行等の「その他の付随業務」に該当することを明確化するとともに、銀行が電子マネーやオフラインデビットを発行する場合において留意すべき態勢整備について明確にしました。

#### 4. 産業活力再生特別措置法の改正に伴う改正

昨年4月に産業活力再生特別措置法が改正されたことに伴い、銀行等の認定申請が円滑に進めら



れるよう、所要の規定を整備しました。

※ 事務ガイドラインの改正内容の詳細については、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[事務ガイドライン（「金融監督等に当たっての留意事項について（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）」「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」）の一部改正について」（平成16年3月26日）](#)」にアクセスしてください。

## 総代会の運営の改善及びプログラムミスの発生防止に関する 保険事務ガイドラインの一部改正について

### 1. はじめに

金融庁では、平成16年3月31日、保険相互会社における総代会の運営の改善及び保険会社におけるプログラムミスの発生防止に向けた事務ガイドラインの改正を行いました。

総代会については、保険相互会社の最高意思決定機関として重要な役割をはたすものであり、社員自治が十分に発揮されるため、その運営について更なる改善が図られていくよう、留意すべき点を整理・明確化したものです。

また、プログラムミスの発生防止については、昨年10月にいくつかの生命保険会社で発生した、特別配当の過少支払い等の事例を踏まえ、システム開発等において留意すべき点を整理・明確化したものです。

### 2. 具体的な内容は以下のとおりとなっています。

#### (1) 総代会の運営の改善

総代の選出や総代会の運営について更なる改善がなされるよう、以下のとおり留意すべき点を明確化しました。

#### イ. 総代会についての基本的な考え方の明確化

- ・ 総代は社員の代表であり、その人選は、社員の意思が反映されていると社員から信頼が得られるものであることが重要であり、従来、重視されてきた出席率や見識等も重要な要素ではあるが、社員の代表を選出するとの趣旨を損なうものであってはならないこと
- ・ 総代の選出プロセスは、会社からの独立性が確保されていること
- ・ 総代会の議事等について、インターネット等も活用してディスクロージャー等を拡充すること

#### ロ. 総代候補者選考委員会の機能強化

- ・ 選考委員会の委員の人選について、総代候補者の公正な選考に資するとの観点から、総代会において十分な審議が行われていること
- ・ 選考委員会の事務局の会社からの独立性の確保
- ・ 選考委員会は、総代候補者の具体的な選考方針を社員に明確かつ平易に説明すること

#### ハ. 契約者の信頼が得られる総代の選出手続

- ・ 総代候補者は選考段階において既に社員である者のうちから選出
- ・ 特定の業界への偏りの排除
- ・ 事業運営に対する参加意識のある社員に開かれた総代選出（契約者懇談会の出席者から一定割合の総代候補者を選出するなど、選出方法の多様化）
- ・ 信任投票に当たっての各総代候補者に関する判断材料の充実（各候補者の所信、選考委員会による各人選に係る趣旨説明など）等

#### ニ. 総代会の議事の一層の公開

- ・ 議事の記録のディスクロージャー、傍聴制度の一層の周知等



- ホ. 契約者懇談会の活性化
  - ・ 社員への一層の周知、参加機会の拡大等

## (2) プログラムミスの発生防止

保険会社におけるシステム不備により、保険契約者等に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、保険商品の開発や改定等に際して、プログラムミスの発生を防止するためにシステム開発等において留意すべき点を明確化しました。

※ 事務ガイドラインの改正内容の詳細については、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[事務ガイドライン（金融監督にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）の一部改正について（平成16年3月31日）](#)」にアクセスしてください。

# 不動産特定共同事業関係等に関する事務ガイドライン (第三分冊：金融会社関係) の一部改正について

金融庁では、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）等を受けて、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）「[抵当証券業関係](#)」、「[プリペイドカード関係](#)」、「[不動産特定共同事業関係](#)」、「[資産流動化（新SPC、SPT）関係](#)」及び「[特定目的会社（旧SPC）関係](#)」を3月10日付で改正し、その旨を公表しました。主な改正内容は以下のとおりです。

## 1. 不動産特定共同事業関係

「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）を受けて、不動産特定共同事業法第24条第1項の「説明」の取扱いを明確化するため、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）「[不動産特定共同事業関係](#)」を改正しました。

具体的には、不動産特定共同事業法第24条第1項においては、不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の申込者に対し、その契約の内容等について書面を交付して説明することと規定されているところですが、この説明を対面により行うことが困難な場合には、ビデオ、DVD等の電子媒体を適切に活用するとともに、併せて申込者からの個別の質問に対応できる体制を確保することと規定しています。

## 2. 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間関係

検査結果に基づき監督上の処分を命ずる場合において、検査部門から検査結果通知（写）を受理したときから監督上の処分を命ずるまでの標準的な期間を明確化するため、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）「[抵当証券業関係](#)」、「[プリペイドカード関係](#)」、「[不動産特定共同事業関係](#)」、「[資産流動化（新SPC、SPT）関係](#)」及び「[特定目的会社（旧SPC）関係](#)」を改正しました。

具体的には、検査結果に基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査部門から検査結果通知（写）を受理したときから、[抵当証券業関係](#)、[プリペイドカード関係](#)、[資産流動化（新SPC、SPT）関係](#)及び[特定目的会社（旧SPC）関係](#)にあつては概ね1か月以内、[不動産特定共同事業関係](#)（国土交通省との共管法令）にあつては概ね2か月以内を目途に行うことと規定しています。

※ 事務ガイドラインの改正内容の詳細については、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について（不動産特定共同事業関係）](#)」（平成16年3月10日）及び「[事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について（SPCその他）](#)」（平成16年3月10日）にアクセスしてください。



## 東京金融先物取引所の組織変更の認可について

### 1. 組織変更の趣旨

東京金融先物取引所は、我が国における金融自由化等の進展に伴い、円資産に対するリスクヘッジの必要性から、平成元年4月に会員組織の金融先物取引所として設立されました。近年、グローバルな市場間競争が激化するなかで、国内外の証券取引所や先物取引所は株式会社化や他の取引所との統合再編を進め、積極的な業務展開を図っています。東京金融先物取引所においても、市場間競争の激化に対応し、商品の多様化、意思決定の迅速化及び資金調達手段の多様化等による積極的な事業展開を図るために株式会社化について検討し、平成16年2月20日の臨時会員総会において会員組織から株式会社に組織変更すること及び財務基盤の充実のために組織変更の際に増資を行うことを決定しました。

(参考) 国内証券取引所の株式会社化

平成13年4月 大阪証券取引所

平成13年11月 東京証券取引所

平成14年4月 名古屋証券取引所

### 2. 組織変更の認可

金融先物取引所が会員組織から株式会社へ組織変更するためには、金融先物取引法第34条の14に基づく内閣総理大臣の認可を受けることが必要とされています。

このため、東京金融先物取引所から、2月27日に組織変更認可申請書及び添付書類として組織変更計画書、組織変更後の定款、業務規程、受託契約準則等が金融庁に提出されました。金融庁においては申請内容について同法第34条の15第1項に規定されている組織変更認可の審査基準に基づいて審査を行い、この結果、東京金融先物取引所の組織変更は審査基準に適合するものと認められたことから、3月29日付けで申請のとおり認可しました。

なお、金融先物取引法第34条の15第1項は、以下の基準に適合するかどうかを審査しなければならないと規定しています。

- 一 組織変更後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに委託者を保護するために十分であること。
- 二 組織変更後の株式会社金融先物取引所がその開設する金融先物市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。
- 三 組織変更後の株式会社金融先物取引所が金融先物取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

※ 東京金融先物取引所の組織変更の認可について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「東京金融先物取引所の組織変更の認可について」\(平成16年3月29日\)](#)にアクセスしてください。





## 特集：「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催

### 第3回：パネルディスカッション（後編）

～未来を担う世代のために、いまできること～

平成16年1月31日（土）

今月号では、[前月号](#)に引き続き、金融庁金融研究研修センターの主催により、「未来を担う世代のために、いまできること」をテーマに開催した「金融経済教育を考えるシンポジウム」のうち、パネルディスカッションの後半部分について掲載します。

#### ○パネリスト（順不同）

新井 明（都立国立高等学校教諭）  
伊藤元重（金融知力普及協会理事長）  
柳谷 孝（野村証券専務執行役）  
竹中平蔵（金融担当大臣）

コーディネーター：野中ともよ（ジャーナリスト）



#### ○ 意識開発の必要性

**野中** 我が日本はと言いますと、お伝えできるものがございません。それでこのシンポジウムが先程、「一つの大きなエポックメイキングのスタートになると良いと思います」と大臣は仰ってくださいました。この経済、金融のことを勉強する目的は何かと言ったら、「株、買ってください」ではもちろんなく、それは結果として、その行為はあるけれども、何か言ったら、お金を目標に、10万円でも高い給料を取ったお父さんの方が、10万円安いお父さんより何か男が上がるというような感じで、社会全体が進んできた高度成長型の日本のこの価値観を、「お金というのは大事だけれども、目的ではないよ」というのをどこから始めようかということなんだと思うんです。

柳谷さん、それでストックリーグというのは、株式投資の一つのシュミレーションのゲーム的なことをサポートして下さっているんだと思います。さっき控え室でとても良いお話をしてくださいました。例えば子供たちに投げかけたら、子供たちは株をどう思って捉えてきたか。

**柳谷** 福岡県のある中学校のケースですが、子供たちが音楽が大好きで、こういった視点で

投資をするかというときに、将来、自分たちが年を取って老人になったときに楽しくロックが聴ける、そういう生活をしたい。そして、そのために自分たちに貢献してくれる企業はどこかあるのだろうか。ゆったりくつろげるベッドを作っている会社、もしかしたら独り暮らしかもしれないので安全に関係する会社、あるいは薬を安く売ってくれる会社、こういった視点で企業を選んだりというような、様々な角度で、10銘柄ぐらいでポートフォリオを組んでいきます。このストックリーグというのはパフォーマンスを競うゲームではありません。どのような視点でどういうプロセスで銘柄を選択したかということを大事にしています。

**野中** 新井先生、実際に先生方が気が付いておやりになり始めて、親御さん、あるいは生徒たち、先生方自身、どんな意識の改革というか、が起きましたか。

**新井** いまストックリーグの紹介があったのですが、私は、東京証券取引所が中心になって提供している株式学習ゲームの授業を取り入れて、今年で8年目です。この株式学習ゲーム



はストックリーグの先行形態で、ストックリーグが株式学習ゲームを追いかける形になっているわけです。昨年で 1,400 校 7 万人ぐらい生徒が参加するようになっていきます。

その株式学習ゲームでは、1,000 万円を持ったと仮定して、3 カ月なり、場合によっては半年なり運用して、日経 300 から銘柄を売買してその結果を競う。

ストックリーグの方はポートフォリオを作るというのがメインですが、株式学習ゲームの方は運用の面、つまり何を買うのか売るか、その結果を自分で責任を持つという形がメインなんです。そういう中で、私はもしその日経 300 のなかに親の会社なり、関連の会社があったら、差し支えなければ必ず買えよといえます。もちろんプライバシーの問題等もありますので、嫌だという子もいます。あとは知っている会社を買えとか、ライバルを買えとか、ヒントとして出すんです。

例えばそういう中で親の会社を買った生徒がいるんですが、どんどん下がってしまった。全体が上がっている時期なのに下がってしまった。それで、「どうしてなの？」という形で「親子の対話が生まれる。数年前、これは男子の生徒だったのですが、「お父さんの会社、本当に大丈夫？」と言って、「何を言っているんだ」と言われた。もちろんその後、自分の会社はこういうことをやっていて、「がんばっているから大丈夫だ」という話をする。

先程大臣が言われたけれども、金融は間口が広い。その通りだと思います。経済は間口が広いと言っても良いし、株式学習ゲームでもストックリーグでもとにかく間口が広いんです。

実は日本の中にも少しずつ NPO も含めて、

そういうサポートをしていただけるような仕組みができています。ただし、それがまだネットワークにはなっていない。それから大きな力にはなっていないというのが現状なのかなと思います。

生徒は株式学習ゲームをやって、株はギャンブルだというレポートを書く子が結構多いんです。でも、私はそれで良いと思っています。それから 2 度と買わないという子もいます。実際に自分で責任を持って買って、何カ月か運用したら、1,000 万円が 700 万円ぐらいになってしまうこともある。そういう意味では 2 度と買わないという子が結構多いです。でも、私はそれで良いと思っています。

それは二つありまして、一つはビギナーズラックは怖いというのが一般論です。必ず儲かるなんていうことはない。あともう一つは自分で体験をしてやってみた。体験をして痛い目に遭う。

そういう中で「やらないよ」と今は言う。でも、そういう体験をした生徒がもう少し大人になってやりだしたら、これは本物です。

**野中** 自己責任においてやるんだということが自覚できるわけですからね。

**新井** そういう教育は高校では実は遅いんですね。もう少し下の段階から日常的なもののなかでやるべきだし、その体制が少しずつできてきているかなという、そういう実感ですね。

## ○ 日銀総裁の飛び入り — お金を「生き生き」させる —

**野中** 何かあっという間にこんな時間になってしまったのですが、それで一応、このシンポジウムの場の議論はプレゼンテーションを聞いて、また引き続きやっていきたいと思えます。

野中は目が良いので、約 1 名とても素敵の方を会場で発見してしまいました。ステージに上がって、ちょっとご挨拶とコメントいただけますか。日銀の福井総裁でございます。

土曜日のお忙しいなかありがとうございます。総裁が、「何か挨拶とか、そういう堅苦しいのをやると、みんなシーンと場が白けてしまうから、そういうのはだめよ。その代わりに、ぼく一

人で端っこで聞いて、うまくやったかどうかというのだけチェックしてあげる」と仰ってくださったのですが、見つけてしまいました。

今まで、お聞きいただいていたかがでしたか。

**福井** 何か飛び入りみたいになりまして、本当に申し訳なく思っています。

今日は久しぶりの休みで、野中さんから、「今日はこのシンポジウムに来て勉強してください」、そういうことでございまして、先程から実は舞台裏で、もう席がないと思って聞かせていただいていたいました。



いま大臣とも協力をさせていただいて、要するに日本経済を元気にする。不況を脱却し、デフレを脱却し、新しいものを作り出す力の強い日本経済、国際競争力がしっかり身についた日本経済にしたいということで必死になってがんばっているんです。一言で言うと、企業も金融機関も、それからここにいらっしゃる方々を含め、我々一人ひとりがお金をいかに生き生き使えるかと、そういう状況に早く持っていきたいということだと思っています。



企業も過去、ちょっと借り過ぎたなどというお金はちゃんとお返しして、これから新しく価値創造、本当に皆さんが必要だと思われる「財」とか「サービス」をきちんと作り出せるようなところ、つまり付加価値の高いところにきちんとお金を使う。これは企業がお金を生き生きと使ってくださいなことだし、金融機関の方も過去に貸し過ぎてちょっと不良債権になったというのは、あまり生き生きしたお金ではないので早く後始末をして、これから目の光を輝かせて新しいことをやりたいという企業の方にきちんとお金を流す。

多分以前に比べたら、銀行がお金を貸すというだけでは、これからの世の中は足りないと思います。企業は色々な形の新しいビジネスをやっていくし、事業の性格とか企業が取っていくリスクの度合いとか、対応が非常に変わってきますから、その体格にぴったり合ったお金を供給していかなければいけない。このことを日本銀行ではシームレスな金融仲介機能といっています。本当に事業の性格とリスクのプロファイルにピタッと合ったオーダーメイドのお金の供給体制が必要だと、そういう意味で金融

機関は従来よりもうんと幅広く市場を通じて、お金を生き生き流してもらいたい。

我々個人もお金を使うときは、本当に自分たちがより質の高い幸せを得られるような使い方をきちんとする。でも自分が使わないお金はどうでもいいや、ちょっと置いておけば良いというのではなくて、自分の使うお金はもちろん自分の幸せのために生き生き使ってもらわなければいけません。差し当たり自分が使わないお金も世の中で生き生き活動して、でもちゃんと自分が使いたいときには自分が使える。これではいけません。要するにお金が退屈して寝ていてはいけません。カビが生えてしまう。それは絶対いけません。そのためにどうやって自分が使わない金を置いておけば良いか。今日は投資ということに焦点をあてておられますか。

**野中** いいえ、金融経済教育、いままさに総裁が仰ってくださったお金というのは食べるのが目的、使うのが目的ではなくて、人生一回しかない。この一回ある命を生き生きとさせるためのパートナーとして、もう一回見直そうということのためのシンポジウムでございます。

**福井** 自分が差し当たり使わないお金がどういうふうに生き生き使われているか。生き生き使ってくれそうなところに、きちんと自分のお金も置くという感覚が必要ですよ。

私も昔から教育場面に行くと、先生が怖くて硬直するじゃないですか。だから、自分でまず考える。それでちょっとわからないところをきちんとわかるような、色々な材料を整えるとか、ちょっと話を聞かせてくださるところから始めると、先生が怖くなくなってくる。そういう体制が必要だと思いました。先程からお話を伺っていて、今日は本当にそういうふうな雰囲気の中なかで話が進んでいるし、おそらく聞いておられる皆様方もそういう気持ちで聞いておられて、メモを書いて、後からもう一回読み返さなければわからないというお話ではなかったように思います。こういうことは非常に大事だと思います。わかりやすく、忘れないと、こういう意味です。

**野中** ありがとうございます、総裁。それを金融庁が主催してくださった。大臣、それで今の総裁のお話を大臣はどんなふう。

**竹中** 総裁のお話を聞いていて、二つきちっとキーワードを言ってくくださった感じがする



んです。一つは「生き生き」という言葉で、本当に我々の活力の源になるような、そういうお金、人生のよきパートナーとしての、そういう仕組みを我々で作っていかねばいけません。我々もそういう意識を持って接していかねばいけませんということだと思います。

もう一つは「シームレス」という言葉だと思います。教育に関しても実はシームレスというのはいま大変重要になっています。例えば今まで子供の教育は文部科学省だった。大人の職業訓練という教育は厚生労働省だった。しかし、子供の教育の中に職業教育が出てこなければいけませんね。大人も大学、場合によっては高校にもう一回行けるようにしなければいけません。その人間力強化というのが役所の壁を超えてシームレスにならなければいけません。同じことは、この金融経済教育にいったいそれぞれの役所なり、それぞれの会社、NPOがどう主体的に関わっていくのかというのは、実はシームレスでなければいけませんということなんだと思います。そういう二つのキーワードをさすがに総裁はちゃんと言ってくださったと思います。

それにしても、私はいま総裁の横顔を拝見していて思い出したのですが、お金というのは、昔と今と我々の関わり方が違っているんです。もちろんこれはデジタルに、例えば給料袋も昔は厚かったけれども、今は振り込みになった。それも違いますけれども、総裁が日銀に入れたころは、銀行でやるみたいに札束を数えたんだそうです。今日日銀マンはそれができないんだそうです。だから、いま福井総裁は日本銀行で一番お札の数え方がうまい方なんだそうです。(笑)

**福井** それは本当です。ちょうどいま皆さんが使っておられる 5,000 円札、1 万円札は、私が日本銀行に若いときに入った、その年の暮ぐらいから出てきたんです。ですから、日本銀行に入って、最初にお札を数えたのは 500 円札とか 1,000 円札。1,000 円札なんていうのは、私のこの小さな手は非常に数えやすかった。ところが 5,000 円、1 万円は大きくて重くて大変難儀をした覚えがあります。でも、今はちゃんと数えられます。

**野中** この 2004 年の日本丸において、G7 もすぐ目の前にしていますけれども、先程の「シームレスなお金の生き生きとした」あり方は、このお二人の肩にずいぶんかかっていたら

しゃる。

**竹中** いま総裁が「シームレスに」と仰る中に、本当にお金が潤滑に流れて、日本銀行券が非常に高い価値を持ってみんなに迎え入れられて、有効に活用されている。実はそのためにいま福井総裁は大変苦勞しておられるわけですが、日本銀行が銀行に対してお金をたくさん出しても、それがなかなか全体としてのマネーの増加に結び付かない。

その一つの大きな要因が、まだ残念だけれども、金融機関の中に不良債権があって、なかなかリスクを取った前向きの貸し出しができない。そこをきちっとお金が回るようにする役割は金融庁が大変な重要な役割として担っているわけです。同時にまた不良債権処理をうまくやっていく過程においては、これは原因と結果になるわけですが、日本銀行でしっかりとお金が流れるように努力をしていただかなければいけません。

いま重要なのは、まさに今日のテーマとも一致すると思うのだけれども、問題意識を共有して、それぞれが協力して努力する。そこはあるときには建設的な緊張関係がなければいけません。しかし、問題意識を共有して専門家がネットワークを組んでいく。これはどの場面においても必要なことだと思います。

**野中** でも、ここのお二人よりもやはり問われているのは私たち一人ひとりがタンスにしまいこんだり、貯金箱に入れて、これが安心と思っているような今までの当たり前のお金との付き合い方を一歩進めて、どういうふうにしたら生き生きと自分のお金で自分の責任でできるかということ学習する。教えて育てる教育ではなくて、楽しく学ぶという学習の方ですね。それをしていくことだというふうにお二人のコメントを伺いました。

ありがとうございました。改めまして拍手をお願いいたします。



## 〇 まとめ

**野中** お約束の時間もおありになる方もいらっしゃると思うんですが、新井先生から一言ずつ、よろしく願いいたします。

**新井** 教員は一言ではなく、三言しゃべってしまいます。ということで、言葉としては「目標」と「方法」と「連携」という三つのことばでまとめたいと思います。

最初の「目標」に関しては、長期と短期があると思うんです。短期では自己破産とか金融トラブル、若い人たちがいま直前にある危機に巻き込まれようとしています。それを何とかしなければいけない。長期的には私はリテラシーという言葉、読み書きですね。要するに経済的な読み書きをマスターすること、これが大事な目標なんだということが確認できたのではないかなと思うんです。

それから、二番目の「方法」に関してはベシクなどころで、投資とか、そういうものよりは選ぶということをきちんと教えたい。選ぶときには当然コストがかかります。この時のコストは機会費用です。日本の学校では今まで一度も教えたことのある概念ではありません。

しかし、難しいですけれども、極めて日常的なものです。そういうものを教育のなかに入れていくこと、これがすごく大事だと思います。関連して付け加えさせてもらおうと体験です。その体験のチャンスは総合的な学習の時間が使えます。総合学習には、学校を開く一つの可能性があると思っています。そういう意味では概念、方法、体験が改善されなければいけない。

最後に「連携」ということでは、先程から言われていますが、学校でできること、それはきっちり学校でやる。できないことは外部からサポートしていただく。そういう形が確認できればいいのかなと思います。

**柳谷** 私は、お金にコントロールされる人生を送るのではなくて、金融経済の知識をしっかり身につけることで、人生の目標を達成するための手段としてお金をコントロールしていく。そういうことが非常に大事なのではないかと考えています。証券会社として金融経済に関する知力の向上に引き続いて貢献していきたいと考えています。

**伊藤** 皆さんの話を伺っていて、特に最後、生きる力という話を聞いていて、全然違う分野のことを思い付いたのですが、食料のこと

なんです。最近、私は食べ物に非常に関心があるのですが、自分が食べる物は誰がどう作って、農薬を使っているのか、あるいはどういう人がどういう思いをして作っているのかというのを知りながら食べる。要するに自分が実際にかかわっていることの裏側にあるストーリーだとか、あるいは色々な営みということを知らなければいけない。

そういう意味では金融も同じだろうと思うんです。ただ、何となくお金を使うとか運用するとかというのではなくて、その後ろにどういう生活があるのか、どういう人生があるのか。最初の高校生の方、あるいは大学生の方の言葉を使うと、ストーリーがどうなっているのかということを知ることは非常に大事だろうと思います。食べることも、それからお金を使うことも、ぜひ主体的に色々考えられれば良いと思います。

**野中** 金融庁の大久保審議官、お願いします。

**大久保** きょう「金融」という言葉が大変たくさん使われておりまして、私は色々なお話を伺っていて、「金融」というのは非常に狭い意味の言葉と非常に広い意味の言葉があるんだなということを痛感いたしました。狭い意味の言葉でいえば、もちろん金融庁とか日本銀行、あるいは銀行とか証券会社とか、たくさんの金融のお仕事をされている方がそれぞれしっかり仕事をしていく必要があると思うんです。

もう少し広い意味の金融という言葉は、まず生きる力とか人生の設計とか、主体的に色々考えていくとか、そういうことですから、そういうことがしっかり社会のなかに根付いていくことによって金融の仕組みもよくなる。市場もよくなる。金融機関の仕事もよくなる。そういうことになるのではないかなということを痛感したしいでございませう。

また、色々なご意見をお寄せいただいて、私もはそういったなかで積極的な役割を果たしていければありがたいと思っております。

**野中** 総裁、最後に、是非。

**福井** 先程から伺っておりますと、投資は金儲け、株式投資はバクチかという話もありました。私の感じますのはお金が命よりも大事、お金を抱えて墓場まで行きたいという人には、これはぴったりですね。しかし、これは金銭教



育いき過ぎの人だと思えます。こういう人には金銭教育以外の教育がうんと必要です。

普通は、先程私はお金、「生き生き」と言いました。自分のお金を自分のために生き生き使う。小さいかもしれないけれども、自分の夢を実現するためにお金を使う人、これは本当にお金が生き生きするし、その人本人も生き生きするということになると思えます。それで自分が差し当たり使わないお金を上手に置きましょう、上手に投資しましょうというのは、自分を含め、世の中の人全体と一緒に大きな夢を実現しましょう。そのためにお金を最適な場所に置きましょう。これが生き生きとしたお金の使い方、自分が差し当たり使わないお金を生き生きと使うやり方です。そうしますと、世の中全体の夢が実現する。

しかし、夢というのは必ず実現するとは限らない。そこが夢の良いところで、結局、実現しない夢もあるので、夢は必ずしも実現しない。その部分がリスクという部分だと思えます。

先程からポートフォリオ、あるいはリスク分散という言葉が出ましたが、結局、世の中の人々が広く全体に実現しようとしている夢のなかのどこに焦点を当てて、自分は世の中の人と一緒に夢を実現したいか。これがポートフォリオの組み方だと思えますし、一部実現しない場合もある。それはある意味で覚悟のうえだし、しかし、分散して投資をしていけば、全面的に自分のところにリスクが跳ね返ってくるわけではない。相当程度、夢が実現する部分がある。そこで利口になって、また次の夢の実現に向かって、お金を投資していく。夢の実現のためにお金を投資するというのは、本当に広がりのある話だと思えます。先程企業の社会的責任、**Social Responsibility**、これを実現するために企業が行動することがある。環境問題を克服するために企業は結構投資をする。その投資は目先の利益にはつながらないけれども、長い目で見て人々の夢の実現の方向に企業活動の一部を振り向けるということですから、この企業は世の中の人々から夢を実現する企業であるとみられる。そういう意味の企業価値が上がっていく。したがって、長い目で見て、この企業は投資をしていく価値があるんです。どうしてかというと、夢の実現に通じるから。人々の心がそれだけ広がると思えます。もっと広がろうと、つまり企業を離れても、NPO、NGO、人々がどうしても実現してもらわなければいけない価

値を実現するために活動している団体です。そういったところに寄付しようか。これも立派にお金を生き生きと使う方法だと思えます。

私は日本銀行で仕事をさせていただいておりますけれども、お金というのは皆様方が墓場まで持っていくためではなくて、世の中の夢の実現のために大いに生き生きと使っていただきたいと思えます。ありがとうございます。

**野中** ありがとうございます。

本当に皆さん、時間をオーバーしてしまったことをお許しください。でも、天気の良い土曜日に足を運んでみてよかったなときっと思ってくださいと思っています。その思いは本日お出にならなかった方にも伝えてください。そうすると、運動が倍に広がっていきます。

いま総裁がまとめてくださったように、お金について学ぶこと、金融経済のことについて学ぶことは、いかに儲かりまっかという人生を送るかではなくて、生き生きとしたその人なりの人生を実現するためのもの。

自分が学ぶというのは、残り少ない、そして未来につながる世代が「よい社会だね、ここは」と言ってもらえるためのこと。今、自分の意思決定をすると、ものすごく大きな社会改革ができるのだ。そして、その主人公は私たちということにお気づきいただければ、その一助になればと思って行われたシンポジウムでございます。皆さんの人生がより幸せになるお手伝いができたら、幸せでした。

改めまして壇上の皆様には拍手をお願いいたします。ありがとうございます。

**司会** 野中さん、ありがとうございます。皆様、どうぞプレゼンターの皆様、そしてゲストの皆様にもう一度大きな拍手をお願いいたします。

さて、皆様、いかがでしたでしょうか。本日は金融経済教育について行ってまいりましたが、皆様もぜひきょうのシンポジウムを今後にお役立ただいただければ幸いです。本日はお忙しいなか、「金融経済教育を考えるシンポジウム」にご参加いただき、誠にありがとうございました。



## ○ 【金融経済教育を考えるシンポジウム】アンケート結果のポイント

シンポジウム当日は、参加いただいた皆様に対してシンポジウムの感想や金融経済教育についてのアンケートを実施し、参加者（284名）のうち219名の方から回答をいただきました（回収率77.1%）。その概要をご紹介します。

（回答者の属性）

- ・ 職業別：会社員121名（55.3%）、教育関係者37名（16.9%）、その他
- ・ 年齢別：40歳台83名（37.9%）、30歳台52名（23.7%）、50歳台36名（16.4%）、その他

（回答結果概要）

- ・ シンポジウムに関しては、今後もこのようなシンポジウムが開かれれば「参加したい」との回答が6割を超え、「テーマによっては参加したい」を加えると約92%となっています。

- ・ 金融経済教育の必要性については、「大変強く感じた」あるいは「強く感じた」との回答が91%を超え、その必要性の理解が進んでいる結果となっています。ただ、その方法論については、今後議論を深めて欲しいとの意見も寄せられました。

属性の違いから単純な比較はできないものの、平成14年5月に内閣府が実施した世論調査中、「学校教育で金融・証券に関する基本的知識を教える必要性」との問に対し、「必要である」あるいは「ある程度は必要である」と回答したのは66.0%であったのに対して、本アンケートにおいてはそれを大きく上回る結果となっています。

- ・ 金融経済教育を取り組むべき段階（重複回答）については、「中学校」と「高等学校」がそれぞれ167名（76.3%）と最も多く、「小学校」の110名（50.2%）を大きく上回る結果となっています。

平成14年に行われた前書の世論調査のときには、「学校教育における金融・教育の開始段階」との問い（単数回答）に対し、「高等学校」との回答が51.2%、「中学校」は33.1%という結果が残っています。

（主な意見）

- ・ 今後の活動に活かしたいので、応援して欲しい。
- ・ 地方でも開催して欲しい。
- ・ 継続して開催して欲しい。
- ・ 本日のシンポジウムの内容や存在を広く伝えて行くべき。

と、シンポジウムの開催に関して今後ともやって欲しいというような意見の一方で、

- ・ もっと多くの教師が参加できるよう努力すべきではなかったか。
- ・ 証券投資に片寄り過ぎではなかったか。

とのご意見もいただきました。

アンケート結果としては、シンポジウム自体への評価は、概ね好評であったと思われるが、運営等に関して若干厳しいご意見もいただきました。今後、今回いただいたアンケートの結果を参考にしていきたいと考えています。

※ 金融庁では、金融経済に関する教育の推進に資するための副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」をホームページに掲載しております。

この副教材に関するご意見及び授業における実践例等を募っております。

「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」

ホームページアドレス <http://www.fsa.go.jp/fukukyouzai/index.html>

副教材に関する意見等のメールアドレス [fukukyouzai@fsa.go.jp](mailto:fukukyouzai@fsa.go.jp)



# 金融コングロマリットの経済学

金融庁総務企画局政策課  
金融研究研修センター 研究官

永田 貴洋

## 1. 金融コングロマリットとは

コングロマリット (conglomerate) とは、巨大複合企業グループのことを指します。

この単語を辞書で引くと、「いろいろなものが集まってできた」という形容詞の意味が一番初めに出てきます。その語源をひも解けば、「本来くっつくはずもないものが無理やりくっついた」という意味に行き当たるそうです。

今回取り上げる「金融コングロマリット」とは、一般に「銀行、証券および保険の少なくとも二つを包括するような広範囲の金融サービスを提供する企業グループ<sup>i)</sup>」のことをいいます。金融業界においては、伝統的に銀行と証券会社、保険会社は互いのビジネスを営むことを禁じられてきました。銀行業、証券業、保険業の間には厳格な業務の垣根が築かれ、多くの国では銀行、証券、保険の各業者の監督はそれぞれ独立した機関によって担われてきました。金融コングロマリットとは、銀行、証券、保険という、これまで「本来くっつくはずもなかった」3つの業態が、垣根を乗り越えて一つにまとまった金融機関なのです<sup>ii)</sup>。

90年代以降、世界的にこの金融コングロマリットの組成が進みました。日本でも規制緩和の流れの中、このようなグループの取り扱いについて議論が深まりつつあります。今回はこの金融コングロマリットについて、経済学的な観点から考えてみることにします。

## 2. 金融コングロマリットが引き起こす問題

そもそも、なぜ銀行業、証券業、保険業の間には垣根が築かれていたのでしょうか。金融コングロマリットの活動には、次のような問題点が生じると考えられています。

### (1) 利益相反行為の発生

利益の対立する双方の立場を代理又は代表している状態を利益相反といい、多くの場合禁止されています。代表的なケースとして、証券発行による貸付金の回収があげられます。銀行部門が融資先の業況悪化をいち早く知ると、証券部門を通じて社債や株式を発行させ、調達した資金によって貸出金を回収するというケースです。金融コングロマリットのように、複数の種類の業務を同時に営んでいる場合、利益相反は起こりやすいとされます。

### (2) 抱合せ販売行為の発生

抱合せ販売とは、商品またはサービスの提供あるいはその価格（金利や条件の設定）を、顧客が他の商品またはサービスの購入することとセットで行うことをいいます。銀行の場合、特に貸出先に対する債権者としての優越的な地位を利用しやすいとされ、米国などにおいては抱合せ販売を厳しく禁止しています。金融コングロマリットは、グループ全体としての収益を上げればよいため、このような顧客に対する（不当な）販売活動が行われやすいとされています。

### (3) セーフティネットの流出（リスクの伝染）

銀行については、公共的な役割を担っていることから、預金保険というセーフティネットが整備されています。金融コングロマリットの場合、銀行部門自体は健全であったとしても、グループの





他の部門の破綻によって経営が不安定する可能性があります。この場合、グループ内の非銀行部門に発生した損失を銀行が補填するとすれば、預金保険基金の損失の可能性は高まってしまいます。

#### (4) 複雑化によるコスト増

金融コングロマリットは、本来的に複雑な業務を行うため、その監督は個別金融機関に対するものよりも困難になります。その監督コストは大きく増加し、その費用は結果的にコングロマリット自身に跳ね返る可能性があります。また、組織の複雑化による非効率性（x=エックス非効率性といわれます）、グループ内での非効率な資金利用などの問題が発生し、厚生水準が下がるといわれています。

このような問題点により、基本的に業態規制の下で金融業は営まれてきたといえます。伝統的にユニバーサルバンキング方式を認めてきたドイツなどにおいても、監督行政上は業態ごとの取り扱いが行われています。完全統合した金融コングロマリットは公共政策上の観点から問題が多く、サービスの販売を除けば、保険業も含めた金融サービス生産の完全な統合を許している国は存在しません。

### 3. 金融コングロマリットを組む理由

それではなぜ金融コングロマリットは形成されるのでしょうか。金融コングロマリットを組成するメリットは次のように考えられます。

#### (1) 費用のシナジー効果

(2) 銀行、保険、証券が店舗や従業員、システムさらにはブランドといった資源を共同利用することで、固定費を節約することができます。また、一つの商品について、従来の販売チャネルに加え他のデリバリーチャネルを利用できるようになれば、わずかな限界費用で売り上げを増加させることができます。保険販売チャネルで投資信託を販売するというケースがこれにあたります。

#### (3) 収益のシナジー効果

金融サービスの利用者は、いくつかの異なる商品の一つの企業からまとまった金融サービスとして受けることに大きな価値を置く、とされます<sup>iii</sup>。これが正しいとすれば、利用者は商品あたりに支払う金額が多くなり、その分金融機関の収益も増加することになります。多業種の商品の一つの店舗で取り扱う「ワンストップ・ショッピング」、多業種の商品の一つの口座で取り扱う「キャッシュ・マネージメント・アカウント」などはシナジーを追求した例です。

#### (4) リスク分散効果

多種類の金融業務を行うことによって、金融コングロマリット全体のリスクは分散されるといわれています。過去の実証研究では、その効果の存在を認めるものと認めないものが両方存在します。ただし今後、金融商品が高度化し、金融機能が専門化する環境では、「グループ内における兼営（特に銀行業と保険業）によるリスクの分散効果は大きくなる」という指摘もされています<sup>iv</sup>。

#### (5) 革新的な商品の開発

金融技術が向上し、これまでの業際をまたぐ商品が現れ始めました。また、業際をまたいだリスクの取引も活発化しつつあります。このような中、銀行、証券、保険が提供してきた機能を統合した商品を開発・提供することが、金融機関としての競争力を高める上で大きな課題となってきたようです。この課題に対応するため、複数の機能を持ち合わせた金融コングロマリットを組成するという経営者は少なくありません<sup>v</sup>。

金融サービスを巡る国際的な競争が激しさを増す中で、各国の金融機関そして金融当局は金融コングロマリットを組成するメリットを真剣に考えています。実際、90年代後半からは、欧州・米国において巨大な銀行・保険業の合併が行われました。また米国においては、1999年のグラム・リーチ・ブライリー法によって、銀行と系列の証券会社（投資銀行）は相互補完的に金融商品を提供することができるようになりました。



#### 4. 金融コングロマリットのこれから

これまで見てきたとおり、金融コングロマリットの組成と活動においては、メリットとデメリットが並存しています。実証研究においても、金融コングロマリットを組成するメリット（シナジー、リスク分散の面について）は「ある」という結果、「ない」という結果がほぼ拮抗しています。

金融機関経営者も躍起になって金融コングロマリットを組成しようとしているわけではありません。事実として、ここ1、2年は世界的に目立った金融コングロマリット化の動きはみられません。また、金融コングロマリット化によって金融グループ経営が複雑化すると、市場からの評価は厳しくなる傾向にあるとされています。複雑化した組織は、(1)コーポレート・ガバナンスが困難となる、(2)内部的に非効率的な資源異動が行われやすい、(3)情報開示が不十分になりがちであるからです（これをコングロマリット・ディスカウントといいます）。

このため最近では、金融コングロマリットの組成によるメリットを、コングロマリットを組成しない形で追及しようとする試みが目立っています。シナジー効果はそれぞれの業態の金融機関が提携すること（アライアンス）によって得ることができるでしょう。またリスク分散についても、実際にコングロマリットを組成しなくてもリスクの取引を行うことによって達成が十分に可能です。このような動きについては、監督行政上も十分な対応が求められています。

業際規制の長い歴史を持つ日本において、本格的な金融コングロマリットが誕生することは規制緩和達成の象徴ともいえるものだったかもしれません。しかし、規制緩和が着実に進む現在、全ての金融機関が金融コングロマリットの組成を計画しているわけではありません。本格的な金融コングロマリットを志向する金融機関、積極的な提携戦略を採用する金融機関、それぞれが独自の方法で業際を乗り越えた高度な金融サービスの提供を目指しているのです。このような多様性に、今後の金融機関経営および金融監督行政の難しさと奥深さが凝縮されているといえるのではないのでしょうか。

以上

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）

#### 参考文献

- <sup>i</sup> ジョイント・フォーラムによる定義。ジョイント・フォーラムは、銀行、証券、保険の各監督分野を代表する各国の監督者から構成された話し合いの場です。ジョイント・フォーラムには日本を含む主要13カ国が参加しています。
- <sup>ii</sup> 製造業や小売業など、金融機関以外の一般事業会社が銀行、証券、保険の各ビジネスをグループに取り込んだケースについては、「異業種による金融ビジネス兼業」とみなされ、金融コングロマリットとは別の範疇とされます。
- <sup>iii</sup> Herring, R. and M. Santomero, “The Role of the Financial Sector in Economic Performance,” Working Papers 95-08. Wharton school, University of Pennsylvania, 1995.
- <sup>iv</sup> Berger, A. et. Al., “Conglomeration Versus Strategic Focus: Evidence from the Insurance Industry, Working Papers 99-29, Wharton school, University of Pennsylvania, 2000.
- <sup>v</sup> 次のレポートで経営者へのアンケート調査が行われています。Group of Ten, Report on consolidation in the Financial Sector, 2001.

※ 金融研究研修センターは、平成13年7月、金融庁における「研究と研修の効果的な連携」を目的として発足し、金融理論・金融技術等に関する研究を通じて専門的な知識を蓄積しつつ、それを活かした研修等により不断に職員のレベルアップを図っていくための活動を行っています。センターの概要や活動内容等については、ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>) をご覧ください。



## 【ピックアップ：中小企業金融】

### 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）について

昨年3月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、「各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の視点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令も含め監督上の対応を的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』を策定するとともに、ルールの明確化を図る。」こととされてきました。これを受け、庁内で検討を行い、財務局が監督を行うにあたっての指針（「監督指針」）の案を取りまとめました。

今後、本案について、広くご意見を募集（平成16年4月2日～平成16年5月6日）した上で内容を確定し、財務局に発出することとしています。

※ 本監督指針（案）について、本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「パブリック・コメント」から平成16年4月2日公表の[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）について」](#)にアクセスしてください。

### 中小・地域金融機関の主な経営指標一覧のホームページ掲載

昨年3月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、「中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実を図るため、各金融機関が公表した財務上の主要な諸指標を取りまとめ、一覧性のある形で金融庁のホームページに平成15年度中に公表する。」こととされてきました。

これを受け、各地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合における預金、貸出金、店舗数、自己資本比率などの主要な指標について、各地域別・業態別に一覧性のある形でとりまとめた上で、4月2日より金融庁のホームページに掲載いたしました。

※ 中小・地域金融機関の主な経営指標一覧については、金融庁ホームページの「政策ピックアップ」の[「中小企業金融特集（リレーションシップバンキング等）」](#)コーナーから[「中小・地域金融機関の主な経営指標」](#)にアクセスしてください。



## 【集中連載】

### 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について

#### (第4回：「検証ポイントの改訂と事例の大幅な拡充(その2)」、「別冊以外の改訂」)

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の第4回目を記載させていただきます。今回は、「検証ポイントの改訂と事例の大幅な拡充(その2)」及び「別冊以外の改訂部分」について記載させていただきます。

#### 1. 検証ポイントの改訂と事例の大幅な拡充(その2)

##### (1) 貸出条件緩和債権の取扱い

昨年5月の貸出条件緩和債権の「事務ガイドライン」の改正等を踏まえ、中小・零細企業の貸出条件緩和債権の検証に当たって、当該債務者の信用リスクや基準金利を判断する際、あるいは卒業基準に該当するかどうかを検証する際の検証ポイントを明確化し、事例を追加したところで(事例18、22、23、24、25)。

なお、これらの取扱いは、現行の「事務ガイドライン」及び「別冊」における考え方に沿って作成したものであり、貸出条件緩和債権の開示基準を変更したものではありません。

##### (i) 基準金利について

貸出条件緩和債権の判断を実施する際の着眼点である「基準金利」(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)は、それぞれの金融機関が債務者の信用リスクを正確に把握し、そのリスクに見合ったリターンが得られていることが前提となる。この算定方法については、そもそも業務の健全かつ適切な運営を確保するための基礎事項であり、金融機関自らの判断において決定すべき事項であり、当庁として算定方法を示すべきものとは考えておりません。

事務ガイドラインにおいては、貸出条件緩和債権の判定に当たっては、

- a. 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること
- b. 個別債務者に関し、金利以外の手数料、担保・保証等による信用リスクの減少等を総合的に勘案して、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかを判定すること

と記載されています。これを踏まえ信用リスクの減少については、中小企業の特性を勘案し、明らかに信用リスクの低減が図れるものについて整理し、別冊に記載したところです。

その一つ目の点は、代表者との一体性です。

基準金利の算出においても、債務者との一体性を勘案すれば、当該債務者に対する貸倒リスクは相当減少するものと考えられ、この点について、今回の別冊において明確化したところです。

2つ目の点として、債務者との取引の中で、一時的には支払いを猶予したりするけれども、当該返済は、債務者との過去の取引関係をみれば、必ず返済をしてもらっているものもあります。通常取引ですから、様々な返済財源が考えられますが、事例においてはその判断の一つとして、資産の売却等の見通しが確実で、それにより返済財源が確保されているものを記載したところです。

##### (ii) 卒業基準

また、昨年5月に監督局の事務ガイドラインが改正され、その中で「産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画については、当該計画が一定の要件を満たしていると認められる限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない」旨が記載されています。

中小企業に関しては、その規模等を勘案すれば、産業再生機構が取組む案件は少なく、RCCや中小企業再生支援協議会が取組む案件がメインとなってきています。今回の別冊改訂に当たっては、この点を考慮し、RCCや中小企業再生支援協議会が策定支援した事業計画につい



ても、一定の要件を満たせば産業再生機構と同様に扱うこととしています。

## (2) 「一時的な外部要因による赤字や債務超過時の判断」

一時的な外部要因による赤字や債務超過については、債務者区分の判断を実施するに当たって、その影響を十分検討する必要があります。このことは、中小企業に限らず、大手企業においても同様です。

しかしながら、特に中小・零細企業については、大企業に比して自己資本が脆弱であることや一時的な収益悪化により赤字に陥りやすいことを勘案すれば、一時的な要因（株式売却損、遊休不動産売却損等）で財務状況が悪化した場合においても、本業の業況やそのキャッシュフローなどをきめ細かく検証する必要があります。

このため、今回のマニュアルにおいては、検証ポイントの前段にこの旨を記載するとともに、事例を拡充している（事例27）。

なお、財務状況の悪化要因が一時的なものであっても、その結果として、本業の業況に直接悪影響が発生したり、キャッシュフローに大幅な悪影響が発生すると見込まれる場合も考えられることから、債務者の状況についてきめ細かく検証が必要があると考えられます。

## 2. 別冊以外の改訂～「小口・多数の債権の分散効果」～

金融検査マニュアルでは、資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好と認められる金融機関については、与信額が20百万円又は資本の部合計の1%のいずれか小さい額未満の債務者については、自己査定 of 正確性の検証を省略することができるとされています。

現在、金融検査マニュアルに基づく検査も二巡目に入り、マニュアルの趣旨について相当程度各金融機関へ浸透したものと考えられること、小口・多数の貸出債権のリスク分散効果等を勘案し、金額抽出基準を50百万円に引き上げることとしました。

また、中小事業者向けの小口定型ローンについて、住宅ローンなどの個人向け定型ローンと同様、延滞状況等による簡易な基準により分類を行うことができることを明確化しました。

これは、中小事業者向けの小口定型ローンは、ローンポートフォリオにおけるデフォルト予想から、その商品を組成しており、ポートフォリオ全体の管理が出来ていることを前提にしたものです。

次回は、最終回といたしましてパブリックコメントに対する考え方等を中心に記載したいと考えております。

※ 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」について、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」のコーナーにある[「金融検査マニュアル別冊\(中小企業融資編\)」](#)や、アクセスFSA第14号から続く「集中連載：金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について」(第1回[【改訂の背景】](#)、第2回[【「債務者との意思疎通」](#)、[【擬似エクイティへの対応】](#)、第3回[【「運用の改善」](#)、[【検証ポイントの検討と事例の大幅な拡充\(その1\)】](#))にアクセスしてください。

※ 金融検査については、アクセスFSA第10号の[「金融便利帳：金融検査」](#)で解説しておりますので、アクセスしてみてください。



## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 先般、中小・地域金融機関向けの監督指針が公表され、パブリック・コメントに付されましたが、指針策定の目的はどのような点でしょうか？**

A： リレーションシップバンキングという考え方で、しっかりと中小・地域金融機関の強化・再生を行っていかうということをずっと掲げているわけですが、それについて、更にそれを総合的にガイドラインとして示していくことは必要であるということから、アクションプログラムの中にこれは書かれているわけですね。やはり多面的な評価に基づく総合的な監督、これがいわば、このリレーションシップバンキングのキーワードだと思います。

リレーションシップバンキングそのものは、間柄を重視して、数値に表れない定性的な情報を大切に、地域にコミットをして、地元の中小企業等々をしっかりと再生して欲しい。再生することによって、銀行自らの財務基盤が強化されていくと、そういう理念に基づいているわけですが、我々監督の立場からすると、非常に多面的な評価に基づく総合的な監督体系を作っていかなければいけない、そういう課題が我々の方にはあると認識をしております。そういう問題意識を受けて、今回の指針の取りまとめに至っているわけでありです。

(平成16年4月2日(金) 竹中大臣記者会見抜粋)

**Q： 先般、金融庁として行政指導等を行う場合の留意点等が公表され、パブリック・コメントに付されましたが、その経緯や目的、このタイミングで策定した理由について教えてください。**

A： (前略) (本日の) 閣僚懇での私の発言であります。次のような趣旨の発言をさせていただきました。行政指導をいかに透明なものにしていくかということに関しては、(中略) 金融庁も、先の通常国会において、その金融庁が行う行政指導のあり方について、質問を受けるということがございました。こういうことを契機として、行政指導を行う際の留意点を明確にしていこうということで、省内で取り組んで参りました。

こうした観点から、今般、外部専門家の意見も取り入れて、行政指導を行う際の留意点を内規として整備をいたしました。こういう試みは霞ヶ関の中では初めてであると思います。それを今申し上げた、監督指針に織り込むこととしまして、本日パブリック・コメントに付すと、こうした透明化、行政指導の一層の透明化についての努力をしておりますので、各省庁においても必要に応じてご参考にしていただきたいという発言をいたしました。

(中略) タイミングが何故今日かということに関して、特別の意味があるわけではございません。我々自身、問題意識を持ってずっと検討して参りました。顧問になっていただいている専門家の方々、外部の方々、色々なご意見も伺いながら準備を進めてきて、今般それを取りまとめるタイミングになったと。また、ガイドラインそのものについても、これはずっと一貫して整備、これはアクションプログラムの中に書かれたことでもありますので、それを実行すべく整備をしてきましたので、それで今般こういうタイミングで発表させていただくことになった、パブリック・コメントに付すことになったということでございます。

(平成16年4月2日(金) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(案)及び行政指導を行う際の留意点について、詳しくはアクセスFSA本号の「ピックアップ：中小企業金融」の「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針\(案\)について](#)」をご覧ください。



**Q： 最近の株価上昇に並行して、長期金利が上がってきましたが、金融機関の経営や財務への影響について教えてください。**

A： まず、金利の動向の話と、それとそれが金融機関のバランスシートに与える影響と、2点のお尋ねだと思いますが、金利の動向そのものは、我々もしっかりと見ていきたいと思っておりますが、名目成長率と金利の関係、今国会でも議論されましたですけれども、ある程度連動していくというのは、長期的な方向としてはあるのだと思っております。

それを超えて、名目成長率が上がらないのに、名目金利だけがジャンプするというような状況は、これはいわば悪い金利上昇でありますから、それは国債の信認をしっかり確保するのだという観点、財政規律を守るのだという観点から、我々はそういうことが起こらないように、引続きしっかり努力をしなければいけないと思っております。もちろん、現状は今申し上げたような悪い金利上昇だとは思っておりません。

バランスシートに与える影響に関しては、これは常に株価と国債の価格、国債金利と国債価格というのは裏表でありますけれども、株価と国債金利、国債価格というのはシーソーのような関係にありますので、それそのものが直ちにバランスシートに大きな影響を与えるということはないと思います。つまり、株の方でプラスが出ているわけありますので、そこは個々の金融機関のポートフォリオにもよりますけれども、しっかりと我々なりに見ていきたいと思っております。

(平成16年4月6日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)

**Q： ペイオフの解禁拡大まであと1年となりましたが、その実施に向けての課題や障害はありますか？**

A： もう何度も申し上げていると思っておりますけれども、ペイオフそのものは預金者が銀行を選別して、その健全な緊張感の中でしっかりとした経営をしていただくのだということですから、これはやはり必要な制度であると思っております。日本もかつてはそういう制度を持っておりました。ただし、そのためには条件が整わなければいけないということも事実であります。

我々としては、主要行に対しては「金融再生プログラム」をしっかりと進捗させると、地域、中小企業、金融機関に関してはリレーションシップバンキング、この集中改善期間にしっかりとしたプログラムを実践していく、その中で条件を整えていきたいと考えております。更には、国民に対するこの周知徹底、それとより具体的な、名寄せのシステムの確立であるとか、そういった技術的な準備は、これはこれでしっかりとしていかなければいけないと思っております。今申し上げたようなことをしっかりとやっていくということが、その障害をなくす道であると思っております。

(平成16年3月30日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)



## 【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**協同組織金融機関**」です。

- **協同組織金融機関**とは、会員（組合員）の相互扶助を目的とした協同組織の形態をとる金融機関で、**信用金庫、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合**などがあります。また、会員の範囲は、中小企業や個人事業者など各協同組織金融機関の根拠法で定められています。ここでは、協同組織金融機関のうち、金融庁が単独で所管している信用金庫、信用協同組合（以下、「信用組合」と言う。）を中心にご説明します。

### 信用金庫、信用組合の概要

項 目	信用金庫		信用組合	
	15年3月末	14年3月末	15年3月末	14年3月末
機 関 数	326 金庫	343 金庫	191 組合	204 組合
店 舗 数	8,263 店	8,301 店	1,987 店	1,931 店
常勤役職員数	127 千人	131 千人	24 千人	23 千人
出 資 金	5,522 億円	5,296 億円	2,203 億円	1,976 億円
預 金 量	103.5 兆円	102.0 兆円	14.8 兆円	13.9 兆円
貸 出 金	62.6 兆円	63.3 兆円	9.1 兆円	8.8 兆円

(注) 店舗数には出張所を含む。

(出典) 信金中金「全国信用金庫主要勘定」、全国信用組合中央協会「全国信用組合決算状況」

### ➤ 信用金庫・信用組合の歴史

#### (1) 明治維新～第2次大戦まで

明治維新を契機として資本の集中が激化し、農民や中小工業者が窮乏に陥ったことから、経済的弱者に金融の円滑化を図ることを目的に、明治33年(1900)に「産業組合法」が制定され、同法による信用組合が誕生しました。

ところが、この信用組合は会員以外からの預金が認められないなど、都市部の中小商工業者にとって制約が多いものであったため、大正6年(1917)に「産業組合法」が一部改正され、市街地信用組合が生まれました。そして、昭和18年(1943)には産業組合法から分かれた単独法の「市街地信用組合法」が制定され、これにより、市街地信用組合は農村中心の産業組合から独立し、純粋に金融事業を行う組合になりました。

#### (2) 第2次大戦後以降

終戦後の経済民主化の中で、昭和24年(1949)には、「中小企業等協同組合法(中企法)」が制定され、また、中企法と同時に公布された「協同組合による金融事業に関する法律(協金法)」において協同組織による金融の基本的あり方が明確化されました。

しかしながら、中企法はそれまでの市街地信用組合への制約を再び強くするものであったことから、業界の内外から協同組織による中小企業者や勤労者のための金融機関の設立を望む声が高まり、昭和26年(1951)6月15日に信用金庫法が公布・施行されました。この法律の制定により、以前から存在していた信用組合のうち一般金融機関的性格の強かった組合は信用金庫に転換するとともに、中企法下の信用組合は、協同組合性を強く指向した金融機関として位置づけられることになりました。

### ➤ 信用金庫・信用組合について

信用金庫、信用組合とも、会員（組合員）の相互扶助を目的とした非営利の金融機関です。制度・





運用の面で、株式組織の銀行と異なる独自の性格を備えています。それぞれの根拠法により、会員資格、業務内容等が異なります。以下では、信用金庫と信用組合の違いを簡単に説明します。

## 信用金庫

### (1) 会員資格

信用金庫の会員資格は、信用金庫の事業地区内において、(i) 住所または居所を有する者、(ii) 事業所を有する者、(iii) 勤労に従事する者、(iv) 事業所を有する者の役員に限られています。ただし、事業者の場合、常時使用する従業員数が 300 人以下または資本金 9 億円以下の場合に限られます。

### (2) 業務内容

信用金庫は、一定地域内の中小企業者や地域住民を会員としており、融資対象は会員を原則としていますが、会員以外への融資も一定の条件で認められています。一方、預金は会員以外でも認められています。地域の人たちから預かった資金を地域で資金を必要としている人たちや地元の中小企業に融資することを通して、地域の人たちの生活向上や事業の発展、地域経済の活性化に資するために、「**地域で生まれた地域のための金融機関**」とも言えます。

## 信用組合

### (1) 組合員資格

信用組合の組合員資格は、信用組合の事業地区内において、(i) 住所または居所を有する者、(ii) 事業所を有する小規模の事業者、(iii) 勤労に従事する者、(iv) 事業を行う小規模の事業者の役員に限られています。ただし、事業者の場合、常時使用する従業員数が 300 人（卸売業は 100 人、小売業は 50 人、サービス業は 100 人）以下または資本金 3 億円（卸売業は 1 億円、小売業・サービス業は 5,000 万円）以下の場合に限られます。

### (2) 業務内容

信用組合も地域の中小企業者や住民等を組合員として、組合員が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立された金融機関ですが、構成される組合員によって、「**地域信用組合**」「**業域信用組合**」「**職域信用組合**」の 3 種類に分類されます。

「地域信用組合」・・・一定地域内の小規模零細事業者や住民を組合員とする信用組合。最も数の多い代表的な信用組合です。

「業域信用組合」・・・同業種の人たちを組合員とする信用組合。医師、歯科医師、青果市場などの業種があります。

「職域信用組合」・・・同じ職場に勤務する人たちを組合員とする信用組合。官公庁、会社などの職場があります。

(注) 事業地区とは・・・信用金庫、信用組合の事業地域は一定の地域に限定されており、地域で集めた資金はすべて地域に還元することを基本としています。

### [信用金庫]・[信用組合]と「銀行」との主な相違点

区 分	信用金庫	信用金庫	銀 行
根拠法	信用金庫法	(1) 中小企業等協同組合法 (中企法) (2) 協同組合による金融事業に関する法律 (協金法)	銀行法
設立目的	国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する	組合員の相互扶助を目的とし、組合員の経済的地位の向上を図る	国民大衆のために金融の円滑を図る
組織	会員の出資による協同組織の非営利法人	組合員の出資による協同組織の非営利法人	株式組織の非営利法人



会員（組合員）資格	事業地区内に、 (1)住所または居所を有する者 (2)事業所を有する者 (3)勤労に従事する者 (4)事業所を有する者の役員  (事業者の場合) 従業員 300 人または資本金 9 億円以下の事業者	事業地区内に、 (1)住所または居所を有する者 (2)事業を行う小規模の事業者 (3)勤労に従事する者 (4)事業を行う小規模の事業者の役員  (事業者の場合) 従業員 300 人または資本金 3 億円以下の事業者（卸売業は 100 人または 1 億円、小売業は 50 人または 5 千万円、サービス業は 100 人または 5 千万円)	なし
業務範囲 (預金・貸出金)	(1)預金は制限なし (2)融資は原則として会員を対象とするが、制限つきで、会員外貸出もできる	(1)預金は原則として組合員を対象とするが、総預金額の 20%まで員外預金が認められる (2)融資は原則として組合員を対象とするが、制限つきで、組合員でないものに貸出ができる	

➤ **信用金庫・信用組合の監督**

信用金庫・信用組合の監督官庁は金融庁です。実質的には、金融庁から権限を委任された財務局が、経営が健全かつ適切に運営されているかといった観点から、検査・監督を行っています。

(注) 平成 12 年 4 月に全ての信用組合の検査・監督権限が、都道府県知事から国に移管されました。

➤ **信用金庫、信用組合におけるセーフティーネット**

信用金庫、信用組合ともに、銀行と同様、預金保険法によるセーフティーネットの仕組みがありますが、さらに、金融機関の経営悪化を未然に防止し、その経営力強化を図るとともに資本増強を必要とする金融機関に対して、信用金庫、信用組合のそれぞれの中央機関である**信金中央金庫、全国信用協同組合連合会**が支援を行うという、各業界の総意に基づいたセーフティーネットの仕組みが整備されています。

➤ **リレーションシップバンキングへの取組みについて**

すべての信用金庫、信用組合は、金融庁が平成 15 年 3 月 28 日に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、平成 15 年～16 年度の「集中改善期間」における中小企業金融の再生と地域経済の活性化に向けた取組みについて記載した機能強化計画を策定、推進しています。

※ 金融庁におけるリレーションシップバンキングへの取組みについて、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」の[「中小企業金融特集 \(リレーションシップバンキング等\)」](#)にアクセスしてください。



## 【お知らせ】

### ○ 金融庁電子申請・届出システムの対象手続の追加について

金融庁では、電子政府構築の一環として、「金融庁電子申請・届出システム」を開発し、既に平成 15 年 3 月 20 日より一部の行政手続について、従来からの書面による申請・届出等の手続に加え、インターネットを利用したオンラインによる手続が可能となっております。

その後、残りの行政手続につきましても開発を行い、平成 16 年 3 月 29 日(月)より、金融庁(地方財務(支)局等で受付を行う金融庁所管の手続を含む。)が扱う申請・届出等手続のすべてについてオンラインにより手続が可能となりました。

また、同日より、原則 365 日 24 時間受付を開始しております。

※ 詳しい利用方法等については、金融庁ホームページの[「電子申請・届出システム」](#)のコーナーにアクセスしてください。

### ○ 「アクセスFSA」に便利な記事検索機能を追加しました。

金融庁ホームページでは、[「アクセスFSA」](#)のコーナーと[「資料集」](#)のコーナーにある[「索引」](#)にアクセスFSA記事検索機能を追加しました。平成 14 年 12 月のアクセスFSA創刊当時からの記事についてキーワードを入力すると該当する記事を検索していただけますので、従来の金融庁ホームページの全文検索サービスと併せてご利用ください。

### ○ 4月から証券仲介業制度が導入されました。

平成 15 年 5 月 30 日に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 16 年 4 月 1 日から施行され、これに伴い、証券仲介業制度が新たに導入されました。

金融庁ホームページでは、証券仲介業の登録をご検討中の方や投資家の皆様への情報を掲載しておりますので、金融庁ホームページの[「証券仲介業制度がスタート！」](#)にアクセスしてみてください。

### ○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【[竹中大臣に質問!](#)】、【[伊藤副大臣に質問!](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「[大臣に質問](#)」あるいは「[副大臣に質問](#)」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45 行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが **100 字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から 1 問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣又は副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

### ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等をお申し込みいただき、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



## 【3月の主な報道発表等】

- 1日(月) [アクセス](#) ・ 監査法人に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)の公表  
(パブリック・コメント)
- ・ 年度末金融の円滑化に関する意見交換会の開催
- 3日(水) [アクセス](#) ・ 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)の公表  
(パブリック・コメント)
- ・ I種試験希望者の「霞ヶ関探訪」開催
- 4日(木) [アクセス](#) ・ F A T Fによる対抗措置該当国解除及び非協力国・地域リスト等の公表
- 5日(金) [アクセス](#) ・ 公認会計士試験規則を改正する内閣府令(案)及び公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令(案)の公表  
(パブリック・コメント)
- 8日(月) [アクセス](#) ・ 株式会社第二日本承継銀行に対し銀行業及び担保附社債信託業の免許
- 9日(火) ・ 企業会計審議会企画調整部会開催
- 10日(水) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)の一部改正(不動産特定共同事業関係)  
[アクセス](#) ・ 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)の一部改正(S P Cその他関係)
- 12日(金) [アクセス](#) ・ 中央労働金庫に対する行政処分
- 17日(水) ・ 第18回金融審議会総会・第6回金融分科会合同会合開催
- 18日(木) [アクセス](#) ・ 監査法人に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメントの結果の公表  
・ 公認会計士審査会開催
- 23日(火) [アクセス](#) ・ 外国有価証券の英語によるディスクロージャーに関するアンケート調査の実施  
[アクセス](#) ・ 公認会計士試験規則を改正する内閣府令(案)及び公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令(案)に対するパブリック・コメントの結果の公表
- 24日(水) [アクセス](#) ・ 投資信託法及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)及び事務ガイドライン改正(案)に対するパブリック・コメント結果の公表  
[アクセス](#) ・ 事務ガイドライン(証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに投資信託顧問業者等の監督にあたっての留意事項について)の一部改正  
[アクセス](#) ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その24)の発出  
・ 金融トラブル連絡調整協議会開催
- 25日(木) ・ 企業会計審議会第二部会開催
- 26日(金) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン「金融監督等にあたっての留意事項について(第一分冊:預金取扱い金融機関関係)」、「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」の一部改正



- 29 日(月) [アクセス](#) ・ 東京金融先物取引所の組織変更の認可  
[アクセス](#) ・ 株式会社T&Dホールディングスの設立認可  
[アクセス](#) ・ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）及び事務ガイドライン（案）の公表（パブリック・コメント）  
[アクセス](#) ・ 金融庁電子申請・届出システムの対象手続きの追加  
[アクセス](#) ・ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の公表（パブリック・コメント）
- 30 日(火) [アクセス](#) ・ ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の設立認可  
[アクセス](#) ・ 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）に対するパブリック・コメントの結果
- 31 日(水) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン「金融監督にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」の一部改正  
[アクセス](#) ・ ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク東京支店に対する行政処分  
 ・ 第 16 回金融審議会金融分科会第二部会開催

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

